

第 1 部 総論

第1章 計画の基本事項

1. 計画策定の趣旨

那須町では、老人福祉法及び介護保険法に基づき、平成12年3月に那須町高齢対策推進計画を策定して以来、高齢者のすべての方が尊厳ある生活を送れるよう、高齢者福祉及び介護保険事業の推進に努めてきました。

平成17年には、介護保険法の改正（以下「法改正」という。）が行われ、要介護状態になることの予防と、要介護状態の軽減、悪化の防止を目的に「介護予防給付」や「地域支援事業」が新たに設けられました。また、身近な地域において多様で柔軟なサービスの提供を目指した「地域密着型サービス」が創設されました。平成23年の法改正においては、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進め、平成26年の法改正では、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を図ることとなり、予防給付を地域支援事業の一部へ移行、地域支援事業の充実、特別養護老人ホームの重点化等が実施されました。

直近の改正である平成29年の法改正においては、地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性の確保を目的として、市町村の保険者機能の抜本強化、新たな介護保険施設である「介護医療院」の創設、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し、介護給付金における総報酬制の導入が行われました。

平成29年10月現在、那須町の高齢化率は36%を超えています。今後も高齢化率は上昇を続け、2025年には40%を超える見込みとなっています。また、高齢化に伴い認知症の方も増加するため認知症対策も大きな課題となっています。

総人口が減少する一方、高齢者が増加する状況において、「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年に向けて、高齢者を取り巻く問題に対応していくためには、医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に提供する地域包括ケアシステムの実現に向けて取り組んでいく必要があります。

介護を必要とする人も必要としない人も、住み慣れた地域で安心して、いつまでも生きがいと尊厳のある人生が送れるよう、那須町の特徴を活かした地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、基本的な目標を定め、その実現に向けて必要な高齢者福祉施策及び介護保険事業の方向性を示すため、那須町第7期高齢者福祉・介護保険事業計画を策定します。

2. 計画の位置づけ

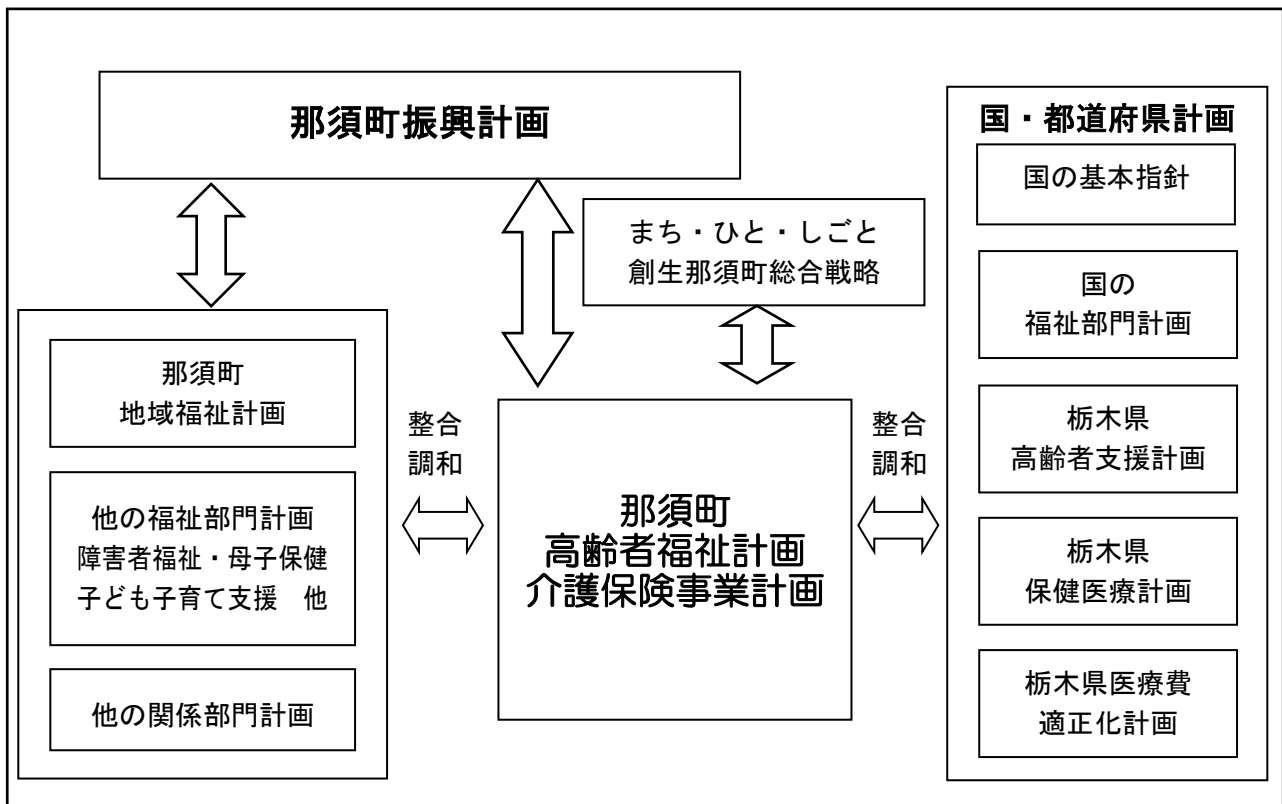
1) 高齢者福祉・介護保険事業計画の性格

本計画は、国の指針を踏まえ、本町の高齢者の総合的な対策及び介護保険事業を推進するための町及び高齢者対策に関わる機関・団体などの取組みの指針となる計画です。老人福祉法第20条の8に規定された「老人福祉計画」と介護保険法第117条に規定された「介護保険事業計画」を一体のものとして策定しています。

2) 他計画との関係

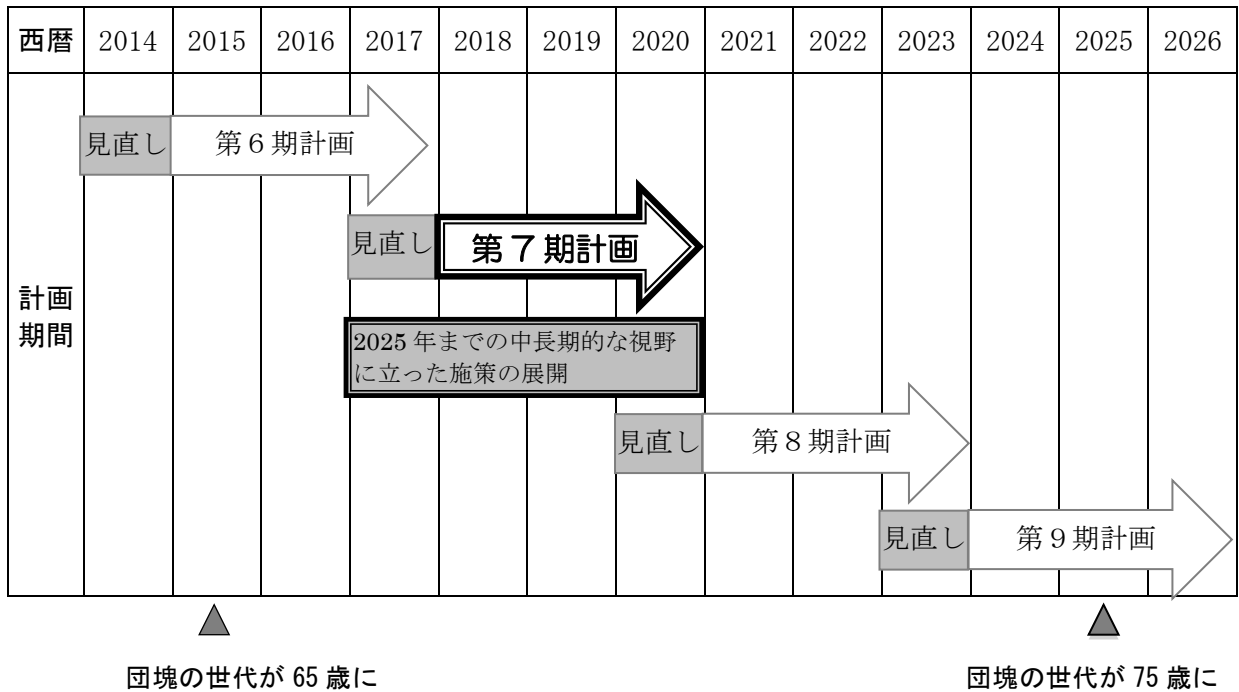
地方自治法に基づく第7次那須町振興計画は、本町の行政運営の基本指針を定める計画であり、本計画の上位計画として位置づけられます。

その中において、地域福祉計画等の保健福祉関連個別計画と調整を図ります。また、栃木県高齢者支援計画や栃木県保健医療計画等と整合性のとれた計画としています。



3. 計画の期間

本計画の期間は、2018（平成30）年度から2020年度を目標とする3か年計画とします。



4. 計画の策定体制

本計画の策定は、以下の体制で行いました。また、次の点に考慮しながら調査、計画検討を実施しました。

1) 策定体制

本計画は、関係各分野から幅広く意見を聴取するため、被保険者代表、保健・医療関係者、福祉関係者、関係団体代表者による「那須町介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画への意見反映に努めたほか、関係部局と連携を図りました。

2) 計画への住民意見の反映

高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に際しては、アンケート調査により那須町の高齢者の現状を把握し、また、町のホームページ等でパブリックコメントを実施し、住民の意見を反映した計画としました。

